

## 受託研究契約書（製造販売後調査）

国立大学法人京都大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、厚生労働省が定めた「医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（G P S P省令）」を遵守し、次の条項により受託研究契約を締結するものとする。

第1条 甲は、次の受託研究を乙の委託により実施するものとする。

（1）研究題目

（2）研究目的および内容

（3）実施医療機関の名称等 京都市左京区聖護院川原町54

京都大学医学部附属病院 病院長 三 嶋 理 晃

（4）研究に要する経費 金 円也（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（5）研究期間 契約締結の日から 平成 年 月 日

（6）予定症例数 症例

（7）研究担当者の所属・職・氏名

（8）提供物品

なし

第2条 乙は、前条第4号の研究に要する経費（以下「研究費」という。）を以下のとおり分割し、国立大学法人京都大学学長の発する請求書により当該請求書に定める入金期日までに納入しなければならない。

2 乙は、前項の研究費を入金期日までに納入しないときは、入金期日の翌日から入金の日までの日数に応じ、その未納額に年5%の割合で計算した延滞金を甲に対し納入しなければならない。

	納 入 金 額	納 入 期 限
第1回	円	国立大学法人京都大学学長の定めた日
第2回	円	国立大学法人京都大学学長の定めた日

第3条 甲は、乙が納入した研究費は、これを返還しないものとする。

第4条 乙は、甲において特に認められた場合を除き、受託研究の全部又は一部を取消し、又は変更することができないものとする。

第5条 研究費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

第6条 甲は、受託研究遂行上やむを得ない事由があるときは、あらかじめ乙と協議のうえ受託研究を中止し、又はその期間を延長することができるものとする。この場合において、甲は、乙の被った損害に対してその責を負わないものとする。

第7条 甲は、受託研究が終了したときは、その結果を乙に通知するものとする。

第8条 本受託研究に起因する健康被害であって、賠償責任が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除き、甲が支払った賠償金及び解決に要した費用は、全額乙がこれを負担する。

第9条 受託研究に関する結果は、研究担当者の名において、これを公表することができるものとする。

2 受託研究による研究結果の公表の時期、方法について、必要がある場合は、甲乙協議して定

めるものとする。

第10条 本契約に関する訴えの管轄は、民事訴訟法第11条に基づき、京都大学所在地を管轄区域とする京都地方裁判所とする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名押印するものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 京都市左京区吉田本町  
国立大学法人京都大学  
学 長 松 本 紘

乙 住所  
社名  
代表者